

土砂災害対策に係る制度拡充について

【担当省庁】国土交通省

京 都 府 の 担 当 課	建設交通部 砂防課(075-414-5319)
------------------	-------------------------

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査について、法で定められたおおむね5年ごとの調査を実施するための十分かつ安定的な予算を確保いただくとともに、水防法に基づく洪水浸水想定区域図作成と同様に、防災・安全交付金の補助率を引上げて（1/3→1/2）いただきたい。

また、平成30年7月豪雨等では、人家が点在する府中北部の山間地においてがけ崩れによる被災が多発した。一定範囲内に集中して多数の被害が生じた場合、一連地区の被災人家を合算して保全対象数と見なすなど、急傾斜地対策に係る採択基準を緩和していただきたい。

【現状・課題等】

- ・京都府では平成16年度から土砂災害警戒区域の指定に向けた基礎調査に着手し、約17,000箇所を調査を完了、公表するとともに、約16,700箇所の土砂災害警戒区域等の指定をおこなってきたところ。今年度から2巡目の基礎調査を法の規定により5年間で1,200箇所実施することとしているが、配分額は所要額を大きく下回っており、計画的な調査が困難な状況
- ・警戒避難態勢や避難誘導等の早期確立のため、計画的かつ重点的な予算措置が必要である。
- ・平成30年7月豪雨では、31件の土砂災害が発生し、4名の人的被害と12件の家屋被災が発生
- ・現行の交付金の採択基準は、保全人家の判定を「一連の急傾斜地で人間間距離50m以内」と規定されているが、保存人家が点在する府の中北部では基準に満たず、防災・減災対策の推進に支障を来している状況

■土砂災害防止法※に基づく基礎調査の実施計画及び必要な費用

(事業費ベース、単位：百万円)

年 度	所要額	配分額	不足額	備 考
H 2 9	200	99	△ 101	1,200 箇所
H 3 0	200	99	△ 101	
R 元	200	75	△ 125	
R 2	200	—		
R 3	200	—		
R 4	200	—		
R 5	200	—		

※土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

■現在の急傾斜地対策に係る制度概要等

事業名称	目 的	主な採択基準
急傾斜地崩壊対策事業 (国交付金)	急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、崩壊による災害から国民の生命を保護	人家10戸以上 斜面高さ10m以上 傾斜度30度以上
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業 (国補助事業)	当該年発生の新たな崩壊で、放置すれば拡大する恐れがある箇所の緊急的施工による再度災害防止	人家5戸以上 斜面高さ10m以上 傾斜度30度以上
京都府災害関連地域防災がけ崩れ対策事業 (国補助事業・市町村事業)	激甚災害に伴いがけ地の崩壊等が発生した箇所の緊急的施工による再度災害防止	人家2戸以上 斜面高さ5m以上 傾斜度30度以上
土砂災害対策事業 (府単独事業)	急傾斜地崩壊区域内の自然がけに対し、崩壊による災害から国民の生命を保護	人家5戸以上 斜面高さ5m以上 傾斜度30度以上

※保全人家の判定は、一連の急傾斜地を人間間距離50m以内として運用